

学校法人の財務報告に関する基本的な考え方（案）

1. 制度の設計理念・組織目的

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。私立学校を支える制度は、私立学校法に基づく我が国独自の学校法人制度を基盤としており、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的としている。このような学校法人制度は、公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であると同時に、学校法人のもつ多様性（※）を尊重する柔軟性をもった制度となっている。

（※）学校法人制度は、文部科学大臣所轄法人、都道府県知事所轄法人、準学校法人を包含する包括的な制度である。大規模な法人から極めて小規模な法人、あるいは特定の教育ニーズに対応する学校法人など多様な学校法人が存在する。

2. 制度創設時からの環境の変化

① 多様なステークホルダーの重要性の増加

学校法人制度創設以来 70 年以上が経過し、社会・経済状況は大きく変化している。少子化などにより私立学校を取り巻く経営環境の悪化が見られる中で、各学校法人は情報公開の推進や財源の多様化を図りながら環境変化に対応してきた。今日の学校法人は、多様なステークホルダーとの信頼関係を深め、そのニーズを反映しつつ、健全な経営を実現し、組織目的を実現することが求められている。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大した大規模な法人においては、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造）も望まれてくる。

ステークホルダーとの対話を確実にを行うために、説明責任を果たす手段としての学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類等は、所轄庁以外のステークホルダーにもより分かりやすい形となるよう改善を図る必要が生じている。

② 組織ガバナンス強化の要請

税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展によって、それにふさわしい学校法人のガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。組織ガバナンスにおいて重要な理事会・評議員会による監督機能の発揮を担保する上では、財務状況や教育研究・社会連携活動等による成果を適

切な形で報告する仕組みが不可欠である。さらに、情報開示義務によるガバナンスが実効性あるものとなるよう、これらの情報の公開の在り方を改善する必要性が生じている。なお、営利企業の成果情報の多くは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるのに対し、学校法人の場合、財務情報だけでは成果情報が提供されない。成果情報には、質の高い教育研究活動等が行われたかという点に着目した情報（非財務情報）が含まれる点にも留意が必要である。

③ 経営力強化の必要性の増加

学校法人の目的や建学の精神の実現のためには、安定した財務基盤の確保が重要である。そのためには、経営環境の変化に対応できるよう、財務的な管理をより強化することが求められており、学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類等は、経営判断に一層資するものとするのが望まれている。

3. 想定するステークホルダー（財務報告利用者）

学校法人のステークホルダー（財務報告利用者）としては、学校法人の目的からも、学校法人の運営財源の大部分が学生生徒等納付金収入であることから、第一に学校の構成員である学生とその保護者等、同窓生・卒業生等が想定される。これらを含め、代表的なステークホルダー（財務報告利用者）を以下の通り整理した。

・学校の構成員等

学生（社会人・留学生を含む）・保護者等、同窓生・卒業生、入学予定者、教職員等

※学生・保護者等、同窓生・卒業生は、主要な資源提供者でもある。

・経営者等

理事長、理事、監事、評議員等

・学生・保護者等、同窓生・卒業生以外の資源提供者

債権者、寄附者、産業界等

・監督者・補助金交付者・評価機関

所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

・その他

地域住民、納税者等

4. 財務報告利用者の情報ニーズ

別紙参照

5. 財務報告の目的・機能

以上を踏まえ、学校法人の財務報告は、上記のステークホルダー（財務報告利用者）の情報ニーズを満たし、学校法人が説明責任を履行する機能を果たすものとし、ステークホルダー（財務報告利用者）の立場からは、意思決定に資する情報を提供する機能を果たすものとする。また、副次的には、学校法人が適正な財務報告を作成することで、基本的な財務規律を構築することに資するものとする。

以上